

第10期 第6回 京田辺市ごみ減量化推進審議会議事録				
日 時	令和元年11月13日（水） 午前10時00分～午前10時50分			
場 所	京田辺市保健センター1階 第1保健指導室			
出席者	委 員	1号委員：河本 隆志 委員、榎本 昂輔 委員 2号委員：浅利 美鈴 委員、米田 泰子 委員 3号委員：寺西 章郎 委員、（欠席）鈴木 俊寛 委員、 藤田 捷正 委員 4号委員：太田 邦彦 委員、（欠席）藤森 真希子 委員、 多田羅 純平 委員 5号委員：中川 秀樹 委員、衣川 伸子 委員、 津熊 祥典 委員、中山 節子 委員		
	事務局	経済環境部副部長 迫田 英昭 清掃衛生課 課長 桜田 悟司、課長補佐 岩本 康裕、 主任 有馬 新太郎 甘南備園事務所長 飯島 信一		
案件名	<p>○審議事項</p> <p>1. 京田辺市災害廃棄物処理計画（素案）について</p> <p>2. 第10期京田辺市ごみ減量化推進審議会の取りまとめについて</p>			
資 料	<p>資料1-1 京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例及び条例施行規則の抜粋</p> <p>資料1-2 審議会委員名簿</p> <p>資料1-3 京田辺市ごみ減量化推進審議会委員名簿</p> <p>資料2 第10期ごみ減量化推進審議会 開催概要 (追加資料)</p> <p>資料3 京田辺市災害廃棄物処理計画（素案）に対する意見と市の考え方</p> <p>資料4 京田辺市災害廃棄物処理計画（素案）の変更案</p>			
概 要	<p>・審議事項について、事務局より説明を行い、ご了承いただいた。</p>			
<p>【開 会】</p> <p>事務局：皆様方におかれましては、公私ご多用の折、ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今より、京田辺市ごみ減量化推進審議会を開催させていただきます。</p>				
<p>事務局：（資料等の確認）</p>				
<p>事務局：本審議会の会議につきましては、「京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針」に基づき公開で進めることになっています。本日、傍聴の受付を行いましたが、希望</p>				

者はいませんでしたので、ご報告させていただきます。それでは、これより審議に入りますので、会長に会議の進行をお願いします。

会長：本日の次第に沿いまして、会議を進めていきます。まず、前回活発なご議論をいただいた「京田辺市災害廃棄物処理計画（素案）」について、事務局から報告をお願いします。

事務局：（資料に基づき説明）

会長：ありがとうございます。前回、多くのご意見をいただき、事務局と私の方でも議論をさせていただきました。ご存知のとおり、災害が頻発していますので、計画自体は出来る限り早く策定して、実行できるようにしておきたいとの思いであります。基本的には適宜見直していく、生きた計画にしなければいけないと思っていますので、今日に限らず、更新の機会はあるとの前提でご意見をいただければと思います。ただ今のご説明につきまして、何かご質問・ご意見はございますか。

委員：（市の考え方について）全般的には4項目、良くまとまった返答だと思いますが、あえて言わせていただくと、まずは2番目の仮置場の件です。最近水害が起きていますが、先日も申し上げたとおり床上浸水になった場合、発生するごみは半端な量じゃないです。とにかく道路まで氾濫して、床上浸水になると半端な量じゃないごみが発生します。仮置場を確保しないと、どうしようもない状態になるのは確かです。広場を確保するといつても、なかなか難しい問題があるということもよく分かりますし、民地の借り上げといったこともあると思います。ここから先は議会の問題かもしれません、道路を広くして、ある程度、仮置場といった形で使えないかと思います。道路を広くすることのメリットはあるので検討の余地があると思います。

3番目の仮設トイレの件ですが、女性の方が避難所で生活する場合、本当に大変だと思います。京田辺市でも小学校、中学校などの学校が避難所になっている場合が多いです。この前の広報にも出ていましたが、学校のトイレの洋式化はかなり遅れています。ましてや避難所に来られるお年寄りや色々な人にとって、洋式でなければ出来ないといったことが発生しています。普段からもそうですが、学校のトイレ、体育館に隣接するトイレについて、平時より良いものを作るとか計画の中で増やすとか、仮設トイレに拘らず、平時でも足りないのだから増やす方法を考えなければいけないと思います。これは議会の問題かもしれません。だから、その時だけ仮設トイレを引っ張り出すといつても仮設トイレの数が足りない場合、そういうことも平時より進めていただければ良いと思います。

会長：貴重なご意見をありがとうございます。今回、皆様ご存じのとおり各地でかなりの状況になっていますので、私も国の災害廃棄物の委員会の中で議論しているところで

す。道路の拡幅利用など色々ありますが、生活環境保全の観点とか、その後の処理の観点から今後継承を進めて、どういったやり方が適応できるのかという検討が必要かと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

あと、トイレの件ですが、今ご指摘のあったような公共施設や学校施設の導入状況、他の自治体とのベンチマーク（※比較のために用いる指標等）は議論されていますか。いきなりだと思いますが、引き続きその辺もご検討をお願いします。議員の皆様にもご理解いただきて、今後の教育とか高齢化対策とも関連すると思うので情報収集をお願いします。

委 員：トイレの洋式化については、9月議会の一般質問においても導入を求めていますが、学校により状況は変わってきます。古い校舎では和式トイレが残っていますが、松井ヶ丘小学校や三山木小学校では導入されています。まだ、全てのトイレが洋式になっていないので、議会としても引き続き強く言っていきたいと思います。

委 員：災害のこと考えると増やさないといけないです。

副 会 長：水害になった時、トイレは流れますか。下水道の水は流れるのですか。

会 長：上水道が止まれば、使えなくなります。

副 会 長：そういう時はどうしても仮設トイレが必要になると私は思っています。結局は捨てていくということになるのではないか。どうでしょう。

事 務 局：仮設トイレともう一つトイレの便器にごみ袋のような袋を入れて、そこに排出してごみにするという携帯トイレがあります。

会 長：後は、プールの水を使って流されたりすることもあります

副 会 長：流した時に流れるのですか。泥で下水道が全部埋まるとかはないのですか。

会 長：それはないです。ただ、下水処理場が止まっていると河川放流することになります。それはたまにあることです。ただし、泥が貯まってということは東日本大震災でも一部はありましたが、全部が止まって流れないとということはないです。

副 会 長：堤防が決壊して、泥が押し寄せたということころは、全部止まるのではないかと思いました。

会 長：そこまでは、そんなにはないと思います。

委 員：下水処理場は、地下に設備とか色々とありますね。水に浸かった場合にどうなるのかと思いました。下水処理場の防水対策はあるのですか。

事務局：市の下水は分流式といって、雨水と汚水が分かれています。自治体でも、導入の早かった下水道の区域は合流式になっているので、雨水が流れ込んで溢れないかとか河川氾濫で流れ込んで溢れないか、といったことが言われています。京田辺市の場合は、分流になっており、基本的に雨水が下水道に流れこまない形、マンホールから入っていかない構造になっていると聞いています。

先程より言われている一番流下の下水処理施設がストップした場合は、流せなくなりますので、そういう場合は連絡が来て、凝固剤や設置された仮設のトイレを最大限に利用するといった流れに切り替わっていくと思います。

委 員：いざとなれば、マンホールトイレの使用も考えていくのですか。

会 長：沢山オプションがあります。市としては、一定の具体策を考えているというご指摘でしたが、今、エコサントトイレとか自立式のトイレとか様々な物がありますので、また検討していただければと思います。トイレの話が沢山でましたが、使えるようにしておくことが重要なので、防災訓練などとも連携していただきたいと思います。

委 員：トイレの話ではないですが、台風第19号の話をテレビ等で見ていると、災害ごみの中に不法投棄物が入り困っているとの報道がありました。この災害廃棄物処理計画案の中で、そこについてはあまり触れていないですね。特に廃家電は有料になります。どさくさに紛れて、災害廃棄物の中に廃家電等を大量に不法投棄されると馬鹿にななりません。誰が責任を持って処理するのかという話になります。出来れば不法投棄対策もこの計画の中に入れていただいた方が良いと思いますが、いかがですか。

会 長：素案14ページに(11)事務委託の実施という項目があり、その上の丸がそれに当たる部分になります。便乗ごみ等というのが、いわいる不法投棄ごみになります。先程の話にもありましたが、道路等に排出されると管理が行き届かなくなり便乗ごみが止められなくなります。そういう意味で、ある程度の閉鎖空間で、人の目の届くところが望ましいです。私も色々な例を見ていますが、業者さんが明らかな便乗ごみをトラックで持って来られたりしているので、そこが選定の重要な一つのポイントになります。重要なご指摘です。この計画では簡単に書かれていますが、具体的にどうするのかというと仮置場の選定や運用方法にも関わってきます。今回(台風第19号)は、大臣の一声で自衛隊が回収に乗り出していました。非常に重要なご指摘だと思いますので、仮置場の考え方は収集運搬も含めて、計画を作つて終わりではなくて、しっかり個別課題として深めていっていただ

きたいと思います。引き続き機会を持って検討していただきたいと思います。

副会長：名前の記入を求めて、名前の無い物は運ばないとすればどうですか。

会長：ただ、遠方から便乗ごみを持って来られます。

副会長：持つて来られる人はその家の名前を書くとか、住んでいる人の名前を。

会長：置き放しになります。結局誰かが見ていないと絶対に残ってしまいます。

副会長：名前を書いて出すと決めておけば、少しでも抑止力になると思いました。

会長：5メートル級の山になってくるので、そのような状況ではないです。やはり誰かが見ている場所でやらないと厳しいです。

副会長：見慣れない車が来た時に、周りの人が気をつけるとか。

会長：そういう意味で戸別収集も検討してはどうかと思います。なかなか正解がない話ですが、今回の計画の議論だけでなく、今の個別のトイレの話や仮置場、収集運搬の話は今後も定期的に議論に上げていただければと思います。

私からも少し。変更案の収集運搬のところの記載について、「災害時、特に発生直後は収集体制を上回る廃棄物の発生が想定される」とされていますが、基本的に仮置場までは市民の皆さんで運んでいただく前提ですね。

事務局：そうです。

会長：ですので、「収集体制や市民の自助体制を上回る」という記載にしてもらえばどうかと思います。「平時より効率的な収集運搬体制を検討するとともに、災害廃棄物と生活ごみの分別」と書かれていますが、これだと災害廃棄物と生活ごみさえ分けなければいいと見えてします。災害廃棄物も分けていただかなければいけないので。

生活ごみの章は別にあり、あえてここに入れなくてもいいと思いますので、「市民による災害廃棄物の分別協力及び生活環境衛生の保全を原則として」といった表現にしてはどうかと思いました。結局、勝手仮置場ができ、路上に積み置かれるような事態を避けることが最も重要な点だと思うので、そういう目的を書いた上で柔軟に方向性を検討するという書きぶりにしてはどうかと思います。ここでいうところの個別収集は、先程言われた名前を書いていただく方法がいいと思います。家の前や近所に置くことに関しては、といった方法もあると思います。

委 員：便乗ごみの話で、今はアイデアベースですが、各家庭に京田辺市民のごみであることが分かるステッカーを配布し、貼付してもらう方法はどうかと思いました。

会 長：いずれにしても、それを見張っていくことが重要になると思います。あと、水害の場合、泥々の状況になるので貼るといった状況ではなくなりますが、識別方法を市民の方と考えておくことは良いことだと思います。市民の方にご協力いただくということがネットになると思いますので、収集方法を仮置場と併せて今後も検討していただき、市民の方向けに災害廃棄物の情報を発信できるように今後も議論を続けていただきたいと思います。

この計画の中にも随時見直すといった内容が入れられていますので、これで一旦お預かりさせていただき、いざ災害が起こった時に使える状態にということで、今後も進化させていく計画との位置付けでご理解いただければと思います。

それでは、次に「第 10 期京田辺市ごみ減量化推進審議会の取りまとめについて」の議題に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事 務 局：（資料に基づき説明）

会 長：ありがとうございます。約 2 年間の第 10 期を振り返っていただきました。まだ課題も有るかと思いますが、ごみ組成調査の現場を見させていただいたことも含めて、議論させていただきました。途中で交代された委員の方もいらっしゃいますので、今後、第 11 期への引き継ぎも含めて意見等があればお伺いしたいと思います。ごみ施策全般の話で結構です。先程申し上げた災害廃棄物であったり、トイレの話であったり、収集運搬の新規許可等も。また、ごみの減量、分別、リサイクル、全て課題が解決した訳ではありませんので、引き継いで議論していただきたいと考えております。

副 会 長：この前、一般の可燃ごみの話で、郡鳩先生（京田辺市環境基本計画推進委員会委員長）にもっとコンポストをすべきと言われました。京田辺市では一般家庭で購入された場合に補助金を支出されています。EM 菌の話かと訊けば、あれはよくないとのことでした。訊くと大きなコンポストを作り、空気を入れて回して乾燥させ、ごみを減らしていく。そういう方法をヨーロッパでもアメリカでもされていると言われていました。それに関してはどうですか。

会 長：ありがとうございます。前にも少し話したことがあるかもしれません、これだけごみを燃やしている国は日本くらいです。今、日本で一般廃棄物の焼却炉が 2 千基程ありますが、世界の 8 割くらいを占めています。ごみは燃やすという日本人の当たり前は、世界では当たり前ではないという実態があります。ただ、その焼却炉もここ 5 年でどんど

ん老朽化していきますので、これを今後維持していくのか。また、基本的には各市町村が所有していますので、課題になってくると思います。都市ごみの約半分が生ごみで、しかも水分の多いものを燃やしているので、合理的でないという声もあり、郡鳩先生もそういった視点からも言われているのではないかなと思います。参考までに、京都市では10月から南部クリーンセンターの第2工場が稼働しています。

委 員：競馬場の近くのところですね。一回行って来た方が良いと言われました。

会 長：是非見に行っていただきたいと思います。ただ、残念ながら生ごみの分別には至ってなくて、今後検討していく予定とされています。生ごみのバイオガス化施設を併設しており、一度機械選別をして、生ごみが多いものに関してはバイオガス化しています。すぐに焼却ではなく、その前にエネルギー回収をするといった仕組みになっています。そういった取組も始まりつつあります。今後小型のものも開発されてくると思いますので、京田辺市でも将来的に是非検討していただきたいと思います。他にもおっしゃっていただいた堆肥化とか餌にする飼料化とかいった方法もオプションとしてはあり得るとは思いますが、家庭のものはどうしても色々なものが混ざってしまう可能性がありますので、市民の協力との兼ね合いが大きいです。

委 員：京都市も堆肥化をしていましたが、結局その中にプラスチックごみ等が混入してきたことによって、止めようとなつた経過があります。

会 長：そうですね。色々と分別率の課題もあります。これからは、生分解性プラスチックが出てくるとかも含めて。

委 員：あの時はごみの埋立地がないので、ごみを圧縮するという考えでした。京田辺市では、生ごみの埋め立てはされていますか。

事務局：やっていません。

委 員：燃やした後の残芥物は何処に持つていっていますか。

事務局：大阪湾フェニックスです。

委 員：それは問題ありませんか。

会 長：今のところは問題ありません。ただ、将来的にどうなるかは分かりません。また、災害があった場合は一気に埋まってしまいます。決して余裕のある状況ではないです。

委 員：それともう一点。機械の償却年数と建物の償却年数とは違いますね。通常、建物の償却年数は長く、機械の償却年数は短いです。そうすると、機械だけを取り替えることになると思いますが、将来的にそういう計画はどうなっていますか。

事務局：今おっしゃっていただいたように、京田辺市では焼却炉が古くなってきており、安全性や維持コストが高くなっています。そのため、枚方市と共同で新炉を建てる方向で動いています。建物は焼却炉のみの建屋ではなくて、収集職員の事務所や更衣室等も併設されていますので、焼却炉を使わなくなった後でも、建物自体は収集作業員の拠点として使用していくというのが現時点の方針です。

会 長：奇蹟的な広域連携が図られており、全国的にも理想だと思います。本来であれば各市町村だけで抱え込む問題を周辺の自治体さんと協力してということで、色々な意味で恵まれていると思います。

副会長：生ごみも全部燃やすというのではなく、また、コンポストに対して補助金も出しているのであれば、各家庭で出来る限りコンポストを利用するようになっていった方が良いと思います。

コンポストを利用している人から、夏になると虫が湧いてどんどん上がってくるとの話を聞いたことがあります。この前、郡嶺先生にお聞きしたところ「水分があるから」とのことでした。ただ、プラスチックなどが混ざるというのは、出来るだけ自分で混ぜないようにすればいい訳です。そして、本当に食べ物だけをコンポストに捨てるという方法を取れば随分と生ごみも減るのではないかと思います。みんながすれば、ものすごく減ると思います。

委 員：コンポストは蒸すので、すごく臭います。特に狭いところに設置すると。

会 長：研究室でも実験のために何台かやっていますが、色々な物が出ており、今は出来ると思います。

副会長：とにかく皆さんにやって貰えるような方法を取ればどうですか。

会 長：おっしゃるとおりだと思います。是非次期の議論の中で。市民の参画をいかにしていただくかも大切になります。そういう意味では、前回に基金の話がありましたが、そういうところの支援に使っていただく基金も考えられます。また、災害時に東北に行く機会がありましたが、自家処理できれば大きいと思います。

委 員：コンポストの話で、結構大きい物が庭にあります。私が補助金を貰って生ごみを捨てているのは、バケツ式でぼかしを入れると水が出てくるものでした。それを庭に液肥みたいな感じで撒きます。植木には肥料になっていいのですが、その汁がすごく臭いです。気を付けて撒く時も近所に迷惑をかけないように撒いた後にすぐ土で埋めました。バケツくらいの大きさなのでどこでも置けますが、プラスチック製なので劣化します。市の補助金は1回限りで次は出ないです。次は自分で買わないといけないので、何年か過ぎた後、また補助金を貰えるのであれば、もう少し続けられると思います。

会 長：私も研究室で何種類かやっていますが、最近特に多いのは消滅型です。おがくずが多めにあるところに入れると、水や二酸化炭素、メタンなどに分解され、数ヶ月後にはほとんど何も残らず消えていきます。その代わり、しっかりと一日に何回も混ぜる必要があり、混ぜるハンドルが付いており結構便利です。そういうものであれば劣化もしないのではと期待していますが、是非その辺りのコストも計算していただき、ごみを減らして処理費用を減らすのと補助金を付けるのと、どちらがいいか。多分、補助金を付けて各自で減量していただく方がコストメリットも大きいと思います。その辺りも次期では考えていただければと思います。

事務局：コンポストについては、補助金をお渡していますが、2分の1の補助額でコンポスト・EM容器は4千円、電気式生ごみ処理機は2万円までとなっており、毎年10件から20件の申請があります。

副会長：その件数しかないですね。もっと増やしていく必要があると思います。

委 員：広報でも小さくしか出でていない。

会 長：次期の良いテーマになるかもしれないですね。生ごみをリサイクルすると食費口座も減ると思います。「こんなにもったいないことをしている」との気付きにもなります。そういう意味でも、是非次期のテーマの1つに。電気式の生ごみ処理機は環境負荷的によくなかったりもします。先程申し上げた消滅型の手回しタイプの物も結構いい物がでていますので、その辺の探索も一緒に協力していただいて、色々なオプションのものを周知するようなことも、ご検討いただければと思います。それこそ、何百人単位でやっていただかないと効果も少ないので。

副会長：先程、ごみカレンダーに載せると言わっていましたが、その時に一緒に「こういった物があります」と値段等も調べて書いた記事を掲載してはどうですか。

会 長：イベントの時に試してみたりとかも良いと思います。

委 員：これは私見ですが、結論から言うと、コンポストは野菜を扱っている農家の方しかやりようがないと思います。今の食生活では、スーパー等で出来合のお弁当を買って来るケースが多いです。もちろん、野菜等を買って料理されている方もいらっしゃるとは思いますが、出来合のお弁当等を買うような形にシフトしているのは確かだと思います。各家庭でも共働きの世帯が多くなっており、出来合のものを買って食べる状態になってきていると思います。農家の方や家庭菜園で野菜を作っている方が野菜の屑をいれて肥料にすればいいと思います。各家庭でそういったことをしても、先程も臭いが出ると言われていましたが、臭い以外にすごくエネルギーを使います。乾燥させるための電気代も馬鹿にならないです。

会 長：ただ、先程申し上げた手回しの消滅型といったものも色々なタイプの物がでています。

委 員：最終的に、乾燥はどうするのですか。

会 長：ある程度水切りをしておくことが望ましいですが、基本的には、おがくずの割合を多めにしておき、それで自然に分解させます。少し時間はかかりますが。

委 員：自然発酵ですか。

会 長：発酵ではないです。乾燥して分解です。臭いもほとんどありません。

委 員：細切れにして乾燥さる訳ですね。時間がかかりますね。

会 長：この4月から、研究室に生ごみを持ち込んでやっていますが、今のところは順調にいっています。確かに、電気式の物は環境負荷が高くなるという研究が出ているので、あまりお薦めはしていないです。堆肥化という行き先の問題もありますので、そういう点では消滅型は良いと思います。

委 員：それは出来た肥料をどうするのですか。

会 長：消滅型の場合は何も残らないです。卵の殻みたいなものは残りますが、有機分は分解して何もなくなります。水分と二酸化炭素になる訳です。

委 員：例えば野菜を粉々した時に、発酵して分解して粉状にはなるかもしれません、ほとんどゼロになるのですか。

会長：原理上はゼロになります。

副会長：前回いただいた資料（京田辺市ごみ組成調査について【概要番】）で、燃やすごみの組成割合の部分において、厨芥類が 41.23% となっており、今、ここが問題になっています。前回、紙ごみとプラスチック容器包装の話があり、紙は紙ごみに入れるように言われ、プラスチック容器包装は、お水等で洗って可能な限りプラスチック容器包装を入れるとの話でした。燃やすごみの中に厨芥類が 41.23% あり、これをどうすればいいかという問題です。

会長：その半分くらいがいわゆる食品ロスなので、まずはそれを減らすと。残された半分、全体の 4 分の 1 が野菜屑とか調理屑なので、それを家庭で処分していただければ。

副会長：それができれば、燃やすごみも少なくなると思います。

会長：近隣では、奈良の斑鳩町がごみゼロに取り組んでいます。そちらは家庭と地域全体で堆肥化しようとされていますので、是非参考にしていただければと思います。

委員：今の話とはマクロとミクロの話になりますが、近隣自治体では、独居老人の方が亡くなると、そこを業者が入って遺品整理をされて廃棄物として処理されています。京田辺市では、社会福祉協議会がその前段に、例えばその方の遺品等の整理といった活動をされていますが、その人員が足りないといった相談を受けたことがあります。幸い、“エコパークかんなび”では、使えるものは使うといった仕組みがあるので、その仕組みを上手く活用できる可能性はあるのではないかと考えており、この機会に出来ればどうかと思っています。

亡くなられた後、遺品整理でごみになります。今後、恐らく増えていき、これからの課題になると思いますので、ごみ減量化推進審議会の中での論点として取り上げる必要もあると考えます。

会長：ありがとうございます。これから高齢化に伴い、空き家も含めた色々な問題が出てくると思います。序々に事例等も出てきているので、その辺りの情報収集もしていただきたいと思います。あと、最近は海外へのリユース輸出といったもののインフラが整備されてきています。それはそれで議論はありますが、いい形で使っていただけるのであればそういう手段もありかと思いますし、そうなれば、新たな分別収集、拠点収集の可能性もあるのではないかと考えます。ただし、基本的には生前に整理していただく体作りが必要であると思います。京都市でも生前の断捨離の講習会をすると満員になるので、こちらでも是非検討されてはどうかと思います。元気な内に譲り渡していくのがいいと思いま

す。処方箋的にやっていくと、どうしても費用がかかりますので、前々に整理するような政策をやっていただければと思います。

副会長：以前、亡くなられた後の遺品整理を請け負う業者に関して、議題に出ていませんでしたか。

事務局：許可業者の話の中で、そういった問題があるとの議論をさせていただいた経過があります。

副会長：現状としてはどうですか。

事務局：現在、新炉の建設が進んでおり、今のところ許可業者しか搬入ができないといった制限が想定されており、今はまだ検討中としか申し上げられないです。

事務局：家庭の遺品整理については、基本的に一般廃棄物の収集運搬許可が必要になります。よくチラシ等で「遺品整理をします」と言っている業者の多くが無許可の業者です。これを取り締まっていくと共に、併せて新規許可についても含めて新たに募集したいと思っています。今申し上げたように、市では事業者による事業系一般廃棄物の直接搬入を認めており、登録制を敷いていますが、枚方市と共同で作っている新炉では、それを認めない方向で検討されています。そのため、その登録業者の事業系一般廃棄物を今後どうするのかといった議論の中で、許可業者に収集をしていただくという方向性を説明させていただきました。許可業者の整理、適切な許可の制度のあり方について、審議会でご検討していただきたいと思い、提案させていただいている訳です。

会長：しっかりとやっていただく必要があります。

委員：私も会社をやっていますが、クライアントでリユース品の業者の方も結構いらっしゃいます。そういったところで、民間と協力することで行政の負担も減ると思います。汚い話ですが、遺品整理は結構儲かると言われており、やりたい業者は沢山いらっしゃいます。京田辺市でも、65歳以上の方が3分の1以上いらっしゃるみたいなので、今後、需要も増えていくと思います。民間企業で、先程言われたイベントや“エコパークかんなび”との提携、セミナーを開催しても人が集まると思います。どこで整理すればよいか分からないという方も沢山いらっしゃると思います。本人達はそれが人の為になると思ってやっている方々も多いので、違法といって一括りにするのではなくて、民間企業の参入の敷居を下げてから規制を厳しくすれば良いと思います。ルールを厳格にすることによって、京田辺市内においても遺品整理を利用される方も増えると思います。結果的に、遺品と思っているごみ自体も減らすことができるのではないかと思っています。前回から話していま

すが、許可業者の選定やその規制の部分について、もう少し今の時代に合わせて変えていく方が良いと思います。引き続きその辺りも踏まえてご検討していただきますよう、よろしくお願いします。

会長：全部に関わってくる部分なので、災害廃棄物の時も業者の方と協定を締結して、手伝っていただく場面があると思います。一方で、不法投棄の問題とか、先程の儲かるという話は先の不透明性といったものもあります。そのトレーサビリティーをどう確保していくかといったことも含めて、しっかりと目を光らせていただければと思います。中国のプラスチック輸入規制以降、色々なところで不法投棄や不適正処理といった話を聞きますので、そこはしっかりと対応をお願いしたいと思います。

他の視点も含めていかがですか。いくつかの論点が出てきましたので、是非、次期で集中的に議論と実践をしていただきたいと思います。

委員：今度の計画の中で、動物の死骸はどうされるのですか。専用炉を設置されるのですか。

事務局：動物の死骸について、兵庫県猪名川町にある民間業者と契約をしており、そちらの方で一般廃棄物として処理しています。

委員：これからは動物、犬猫の死体処理がすごく増えると思います。愛犬や愛猫の場合は、丁寧に埋葬してくれる民間業者がありますが、ただ単に燃やして欲しいという人が今後は増えてくると思います。それも一般廃棄物処理業者の範疇ですよね。

事務局：各個人で動物霊園等に依頼されない場合は、市で契約している業者さんに処理を委託しています。そのため、動物専用炉は計画に含めておらず、今後も現行の処理体制を続けていく形で考えています。

委員：道路で死んでいる場合は、どうですか。

事務局：同じです。市が費用を負担して、業者に委託しています。

副会長：集めてきて冷凍庫で保管されています。ある程度経つと業者が取りに来られます。

事務局：道路上などのいわゆる行路死体の場合は、市の職員が回収に行って、冷凍庫で保管しています。月2回、業者の方に引き渡している状況です。

会長：なかなかマニアックなご質問だと思います。ペット問題で関連するところでは、

オムツやペット用のシートが増えています。そこは環境省も頭を痛めているところで、高齢化も含めた問題として、恐らく次期にもキーワードとして出てくるかと思います。ゼロウェストに取り組まれている自治体が日本で 20 団体程ありますが、最後に残ってくるのが動物やオムツになります。そういうことも頭に置いていただきたいと思います。

副会長：オムツの会社が再生利用するといった話が出ていませんでしたか。

会長：ユニチャームなどが大牟田市と連携して、始められています。

副会長：それはきれいに洗って出さないと駄目なのですか。

会長：そんなことはなく、普通の分別です。ただ、全部リサイクルされるのではなく、紙のパルプ等の部分を再生利用されています。

色々ご意見をいただきましたので、是非次期に繋げていただきたいと思います。皆様、日々から色々と活動されていますので、今後も気付いたことがあれば次の議論に繋げていただければと思います。ありがとうございます。それでは、ご用意いただいた議題はこれで終わりになりますので、事務局からその他があれば、よろしくお願ひします。

事務局：会長、ありがとうございました。今回が第 10 期の最後の会議となりました。委員の皆様方におかれましては、途中で交代された方もいらっしゃいますが、2 年間に渡り様々なご意見をいただき、ありがとうございました。次期については、先程お話をいたいた内容等を審議させていただきたいと思います。これをもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。お疲れ様でした

【閉会】